

草の根・人間の安全保障無償資金協力の外部委嘱員の募集

2019年1月8日
在ベナン日本国大使館

在ベナン日本国大使館は、草の根・人間の安全保障無償資金協力の業務に関し、以下のとおり選考による契約期間付き外部委嘱員の募集を行います。

なお、外部委嘱員は、草の根・人間の安全保障無償資金協力の業務を委嘱するものであり、大使館職員となるものではありません。

1. 契約条件

(1) 契約期間

2019年4月1日～2020年3月31日（予定）

※ 本人が希望し、大使館が適当と認める場合は、最長3年間まで契約延長可能です（ただし、延長の場合でも、単年度契約となります）。

(2) 契約額

大使館の一定の基準に基づき支給されます。

ただし、委嘱員は雇用契約ではなく業務の委嘱契約であるため、通常の雇用契約に含まれる各種待遇は適用されませんので、例えば海外保険等の加入はご自身で行っていただく必要があります。

（参考）目安として現行の契約の委嘱料は月額約3,200ユーロです。なお、同額もしくはこれ以上の金額での委嘱契約の締結を保証するものではありません。

(3) 渡航費

大使館の一定の基準に基づき、往路・復路各一回分（エコノミークラス）が支給されます。

(4) 住居費

大使館の一定の基準に基づき支給されます。

2. 応募資格

- (1) 日本国籍を有し、途上国における職歴または研究経験が2年以上あること。
- (2) 現地団体との業務調整や申請書の審査、案件形成ができる程度のフランス語力を有すること。
- (3) 一般的事務の経験を有し、コンピューターの基本的な操作（ワード、エクセル等）ができること。
- (4) 業務に関する十分な日本語での文書作成能力を有すること。

3. 委嘱内容

在ベナン日本国大使館にて、ベナンを対象とした草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る館内業務及び特定案件調査業務に従事していただきます。

● 館内業務

- 申請案件の受付及び管理
- 申請案件内容の技術的検討
- 実施中案件の実施促進
- 実施中及び実施済み案件の管理

- 申請・実施団体との連絡及び協議
- 各種報告書作成
- 特定案件調査業務
 - 案件の発掘・形成
 - 申請案件の事前調査
 - 実施中案件のモニタリング調査
 - 完了案件のモニタリング及びフォローアップ調査
 - 各種式典アレンジ等の補助業務

4. 募集要項

(1) 募集人数 1名

(2) 応募方法

以下の書類を応募期限までに指定のメールアドレスに送付してください（件名に「草の根外部委嘱員応募」と明記願います。）。なお、送付書類は一通のメールにまとめて添付し、要領の合計が3MBを超えないようにして下さい。応募書類受領後2営業日以内に受領確認のメールをお送りいたします。

応募書類を審査の上、書類審査合格者の方のみ2019年1月29日までにメールまたは電話にて連絡し、大使館における面接試験または電話による口頭試験を行います。

送付先：hirotaka.kato@mofa.go.jp（担当：加藤）

（ア） 顔写真付き履歴書（職務経歴含む：A4サイズ1～2枚程度）

（イ） 志望動機・自己PR（形式自由：A4サイズ1枚程度）

（ウ） 仏語の語学力を証明できる資料があれば添付してください。

(3) 応募期限

2019年1月23日（水）16：00（日本時間）

(4) 注意事項

応募書類は採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守いたします。なお、応募書類は返却されません。

5. 問い合わせ先

在ベナン日本国大使館 経済・開発協力班 加藤

電話番号 (+229) 21 30 59 86 （代表）

Email hirotaka.kato@mofa.go.jp

以上